

不正防止対策基本方針

当社は、不正防止対策の基本方針をつぎのとおり策定し、公的研究費等を適正に管理するための取り組みを実施いたします。

1.不正防止に関する法令、国及び配分機関等の定める方針や指針及びガイドライン等を遵守致します。

2.公的研究費等を適正に管理するために、責任体制を次のように定めます。

最高管理責任者	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者	コンプライアンス推進副責任者
代表取締役	工場長	総務室長	専任部長・専任部長代理
不正防止対策の基本方針を策定し、研究者等に周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的資金の運営・管理が行えるよう、リーダーシップを発揮する。	研究開発について、不正防止対策の組織的な体制を統括しながら、基本方針に基づく具体的な対策を作成し、その実施状況を確認するとともに、その結果を最高管理責任者へ報告する。	研究開発における不正防止の対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、その結果を統括管理責任者に報告する。	不正防止対策における組織体制の監督者として、常に現場の状況を確認するとともに、コンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者を補佐する。

3.不正を誘発する原因を除去しながら、抑止機能を備えた整備を行い、不正使用を防止する対策として、次の取組を行います。

- (1) ルールの明確化
- (2) コンプライアンス教育を徹底し、関係者の意識向上を図る。

4.各種規程、運用ルールの整備、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程は最新の法令、指針、ガイドラインに沿って常に見直すとともに、その内容を社内へ周知、徹底します。

5.公的研究費の不正使用等に関する通報に対応するため、社内に告発窓口を設置します。

名称：研究活動の不正行為に係る告発窓口

場所：ネオアーク株式会社 総務室

電話：042-627-7425 FAX 042-627-7427（電話受付時間 9：00～17：30）

6.公的研究費の適正な管理のため、発注・検収・支払等の実施状況及び会計書類、物品の確認等を行います。

以上